

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年6月10日
【会社名】	株式会社フュートレック
【英訳名】	FueTrek Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤木 英幸
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区西中島六丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

株式会社フュートレックの代表取締役社長 藤木 英幸は、当社の財務報告に係る内部統制を整備及び運用の責任を有している。財務報告に係る内部統制は、金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条に規定する企業会計審議会により公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準の「内部統制の基本的枠組み」に基づき、整備及び運用されている。財務報告に係る内部統制は、その限界により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

我々は、平成23年3月31日時点における財務報告に係る内部統制の評価を実施した。当財務報告に係る内部統制の評価に当たり、金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条に規定する企業会計審議会により公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準の「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」に準拠した。

内部統制の有効性を評価するに当たっては、まず、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制について評価を行い、その結果を踏まえて、業務プロセスに係る内部統制について評価した。これは、適切な統制が全社的に機能しているかどうかについて、まず心証を得た上で、それに基づき、財務報告に係る重大な虚偽記載につながるリスクに着眼して業務プロセスに係る内部統制を評価していくという、トップダウン型のリスク重視のアプローチを採用したものである。

財務報告に係る内部統制の評価は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲において行い、この評価範囲は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮して、合理的に決定した。

## 3【評価結果に関する事項】

当該評価に基づき、我々は平成23年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。